

秋田市空き家定住推進事業補助金交付要綱事務取扱基準

〔平成29年3月31日〕
〔都市整備部長決裁〕

(趣旨)

第1条 この基準は、秋田市空き家定住推進事業補助金交付要綱（平成27年3月20日市長決裁。以下「交付要綱」という。）第20条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の意義は、交付要綱の例による。

(補助対象者)

第3条 交付要綱第3条第1項第1号および第2号に規定する補助対象者は、交付要綱第8条に規定する補助金の交付申請（以下「補助金交付申請」という。）を行う日が属する年度の前2年度までに市外から移住し、補助金交付申請を行う日が属する年度内に交付要綱第4条に規定する補助事業の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）に居住する者を対象とする。

2 交付要綱第3条第1項第3号に規定する補助対象者は、補助金交付申請を行う日が属する年度の前2年度までに市外から移住し、補助金交付申請を行う日が属する年度内に補助対象住宅に居住する者に賃貸する所有者等を対象とする。

3 交付要綱第3条第2項に規定する者は前2項の規定を適用しない。

4 交付要綱第3条第3項第1号および第2号に規定する補助対象者は、補助金交付申請を行う日が属する年度内に補助対象住宅に居住する市内在住者を対象とする。

5 交付要綱第3条第3項第3号に規定する補助対象者は、補助金交付申請を行う日が属する年度内に補助対象住宅に居住する市内在住者に賃貸する所有者等を対象とする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。